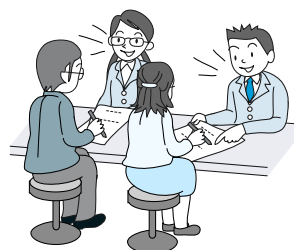


申告日時・会場

受付日	受付会場	受付時間
2月3日(木)・4日(金)	芝市民ホール	9:00 ～ 15:00
2月8日(火)	神根公民館	
2月9日(水)・10日(木)	戸塚公民館	
2月23日(水)	安行公民館	
2月24日(木)	新郷公民館	
2月16日(水)～28日(月) (土曜日を除く)	市役所5階 大会議室	9:00 ～ 16:00
2月20日(日)・27日(日)		
3月1日(火)～15日(火) (土・日曜日を除く)	市民会館1階 会議室	

※所得税の住宅借入金等特別控除は、受け付けすることができません。
税務署にお問い合わせください。
※会場は、混雑が予想されます。時間に余裕を持ってご来場ください。
※駐車場には限りがあります。車での来場はご遠慮ください。
※出張会場は、混雑状況により時間内でも受け付けを終了する場合があります。

申告期間は、2月16日(水)から3月15日(火)までです。
公民館などでの出張受付は、2月3日(木)から行います。
日時と会場を確認の上、ご来場ください。



市民税・県民税の申告はお早めに！

平成22年度市民税・県民税の申告をしたかたには、平成23年度市民税・県民税申告書を1月下旬に送付しています。
申告書が届かなくても申告が必要と思われるかたは、お問い合わせください。
なお、同封の返信用封筒により郵送で提出することもできます。

申告の必要なかた

- ①平成23年1月1日現在で、市内に住所を有し、平成22年1月1日から12月31日までに、右欄の1から5の所得があり、確定申告をしないかた。
- ②税法上の扶養になっているかたで扶養者が市外在住のかた。(単身赴任中の夫に扶養されている配偶者のかたなど)
- ③所得のないかたで、国民健康保険・児童手当・老人医療費などの関係で申告が必要なかた。また、そのほか各種税証明書を必要とするかた。
- ④平成23年1月1日現在で、市内に住所はないが、事務所や事業所が市内にあるかた。

所得税の確定申告をされるかたは、市民税・県民税の申告は不要です

1 給与所得 (パート・アルバイト賃金を含む)

- ・勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていないかた
- ・給与所得以外に、報酬・配当・年金などの所得があったかた
(1社のみから給与の支払いを受けているかたで給与所得以外の所得の合計額が20万円以上の場合は、所得税の確定申告が必要となります。)
- ・2社以上から給与の支払いを受けたかた
- ・医療費控除など各種控除を受けようとするかた

2 雑所得

公的年金などの収入があったかたで、社会保険料控除・扶養控除などの各種控除を受けようとするかた

3 事業所得

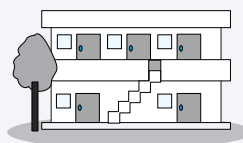
営業・農業などの所得があったかた

4 不動産所得

土地・家屋などの貸付による所得があったかた

5 配当・譲渡・一時所得

株式などによる利益の配当・資産の譲渡から生ずる所得・生命保険契約などに基づく一時金などがあったかた



各種控除の申告も忘れずに

控除を申告することで、税負担が軽減されます。

- ・配偶者控除
- ・配偶者特別控除
- ・扶養控除
- ・障害者控除
- ・寡婦（夫）控除
- ・勤労学生控除
- ・医療費控除
- ・社会保険料控除
- ・生命保険料控除
- ・地震保険料控除
- ・寄附金控除（税額控除）など



※領収書や証明書の提示や提出がないときは、控除の適用ができないことがあります。

問い合わせ

市民税課 ☎048-259-7634
市民税第1係 259-7635
第4係 259-7636
第4係 259-7245
FAX 048-259-4541

申告に必要なもの

- ☐ 市民税・県民税申告書
- ☐ 印鑑（スタンプ式不可）、筆記用具
- ☐ 申告するかたの預貯金口座番号のわかるもの
- ☐ 収入や所得を証明できる書類
（平成22年分の給与や年金の源泉徴収票など）
- ☐ 社会保険料（健康保険・国民年金・介護保険など）の支払証明書や領収書
- ☐ 生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- ☐ 医療費の領収書（かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください）
- ☐ 経費などに関する領収書
- ☐ そのほか申告に必要な書類（障害者手帳または障害者控除対象者認定書を提示してください）

※原則として書類は返却しません。控えが必要な場合は、事前にコピーをしてからご持参ください。

所得税・消費税・贈与税の申告書作成について

《日時》2月14日（月）～3月15日（火）

9:00～16:00 土、日曜日を除く

2月20日（日）・27日（日）は受け付けます。

混雑状況により時間内でも受け付けを終了する場合があります。

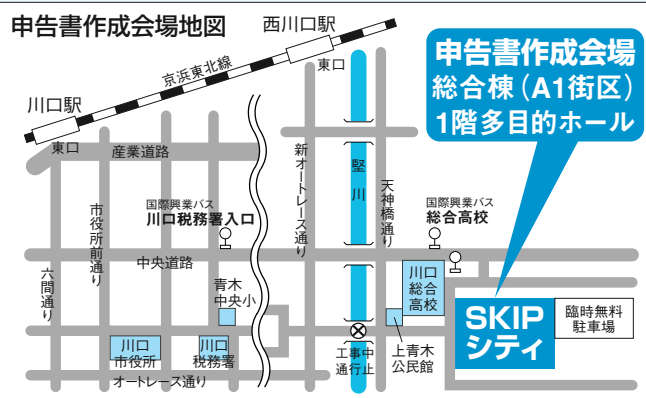
スキップ

《会場》SKIPシティ総合棟（A1街区）

1階多目的ホール

上青木3-12-18

この期間は、税務署の庁舎内に申告書作成会場は設置されません。



お車のかたは臨時無料駐車場（約300台）をご利用ください。

問い合わせ

川口税務署 ☎048-252-5141（代表）・西川口税務署 ☎048-253-4061（代表）

所得税などの確定申告

e-Taxなら

こんなにいいこと



●国税庁ホームページから電子申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出することができます。

●最高5,000円の税額控除

平成22年分の確定申告を本人の電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除が受けることができます。
（平成19～21年分の申告で、この控除を受けたかたは、受けられません。）

●添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することで、提出または提示を省略することができます。
（確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります。）

●還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています。
（3週間程度に短縮。）

●24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。
（確定申告期間とは、平成23年2月16日（水）～3月15日（火）です。）

e-Taxの利用に際しては…



住基カードなど電子証明書の取得（要手数料）、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。
詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

イータックス

検索